

第5次犯罪被害者等基本計画（案）

I 第5次基本計画の策定方針及び計画期間

1 第5次基本計画の策定方針

「第5次犯罪被害者等基本計画」（以下「第5次基本計画」という。）の策定に当たっては、犯罪被害者等やその支援に携わる者をはじめ、広く国民から「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月30日閣議決定。以下「第4次基本計画」という。）の見直しに関する意見・要望を募集するとともに、犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等から個別に意見・要望を聴取したところ、95名・60団体から合計で約400項目の意見・要望が寄せられた。そして、当該意見・要望を踏まえ、第5次基本計画の策定に向けて重点的に検討すべき論点を抽出し、第4次基本計画に盛り込まれている施策の一層の充実も含め、第5次基本計画に盛り込むべき施策について議論を重ねた。

なお、第5次基本計画における「犯罪被害者等」とは、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）第2条第2項に規定する定義のとおり、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいい、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴及び解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等の被害を受けた場所等による限定は一切付されていない。当然ながら、個々の施策の対象となる者については、施策ごとに適切に設定されるべきものである。

2 計画期間

第5次基本計画に盛り込まれた施策については、その進捗状況、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等を踏まえ、一定の期間で適切に見直しを行う必要があることから、計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年とする。

Ⅱ 基本方針

第5次基本計画においても、犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定。以下「第1次基本計画」という。）から第4次基本計画までと同様、基本法第3条の基本理念等を踏まえ、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利利益の保護を図るという目的を達成するため、個々の施策の策定・実施に関し、次の4つの基本方針を定めることとする。

〔4つの基本方針〕

① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること

基本法第3条第1項は、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と規定している。

犯罪被害者等は我々の隣人である。また、社会に生きる誰もが犯罪等の被害に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にある。したがって、犯罪被害者等のための施策は、例外的な存在としての犯罪被害者等に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として当然に保障されるべき犯罪被害者等の権利利益の保護を図るためのものであり、犯罪被害者等が、その尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していることを視点に据え実施されなければならない。

② 個々の事情に応じて適切に行われること

基本法第3条第2項は、「犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利利益の保護を図るために実施されるものであることから、犯罪被害者等の具体的事情を正確に把握し、その変化にも十分留意しながら、個々の事情に応じて適切に実施されなければならない。

また、自ら被害を訴えることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等や、自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が被害に遭ったこと等により心身に悪影響を受けるおそれがあるこども等のニーズを正確に把握し、適切に実施されなければならない。

③ 途切れることなく行われること

基本法第3条第3項は、「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまで

の間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が現に直面する困難な状況を打開することに加え、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることを見据えて実施されるべきであり、そのためには、犯罪被害者等支援を目的とした制度以外の制度や民間の取組等も十分活用し、犯罪被害者等の生活再建を支援するという中長期的な視点が必要である。その上で、犯罪被害者等のための施策は、全ての犯罪被害者等が必要な時に必要な場所で適切に支援を受けることができるよう、途切れることなく実施されなければならない。

④ 国民の総意を形成しながら展開されること

基本法第6条は、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、その名誉又は生活の平穏を害されることなく共に地域で生きていくことができるようにするため、犯罪被害者等のための施策に協力するという国民の総意を形成する観点から、国民の信頼が損なわれることのないよう適切に実施されなければならない。

1 Ⅲ 重点課題及び関係する具体的施策

2

3 (略)

4

IV 推進体制

第5次基本計画においても、第1次基本計画から第4次基本計画までと同様、犯罪被害者等のための施策が全体として効果的・効率的に実施されるよう、基本法第7条、第8条第5項において準用する同条第3項及び第4項、第10条並びに第23条の規定に基づく事項並びに基本法第24条第2項に規定する犯罪被害者等施策推進会議の所掌事務に関連する事項について、具体的施策を掲げ、推進体制を整備することとする。

〔基本法に基づく事項等〕

- ① 国の行政機関相互の連携・協力
- ② 国と地方公共団体との連携・協力
- ③ 国とその他様々な関係機関・団体等との連携・協力
- ④ 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映
- ⑤ 施策の策定過程の透明性の確保
- ⑥ 施策の実施状況の検証・評価・監視等
- ⑦ 年次報告等によるフォローアップの実施
- ⑧ 基本計画の見直し

〔今後講じていく施策〕

(1) 国の行政機関相互の連携・協力

「犯罪被害者等のための施策の推進に関する業務の基本方針について」（令和5年9月26日閣議決定）に基づき、基本計画の作成及び推進を所掌する国家公安委員会及びこれを補佐する警察庁において、犯罪被害者等施策の全体を俯瞰しつつ、施策の推進に関する企画及び立案並びに総合調整を行うことで施策を一元的に牽引し、関係府省庁の緊密な連携、協力の下、政府全体で犯罪被害者等施策の推進に関する業務に効果的かつ効率的に取り組む。その際、デジタル社会の実現に向けた政府全体の取組を進める中で、犯罪被害者等施策に係るデジタル化にも配意する。

(2) 国と地方公共団体との連携・協力

犯罪被害者等施策の実施に当たっては、広域自治体として域内の犯罪被害者等施策を総合的に推進する都道府県及び住民にとって最も身近な基礎自治体として犯罪被害者等施策を推進する市区町村との連携が重要となる。警察庁において、都道府県及び市区町村との犯罪被害者等施策の推進に係る各種会議を活用するとともに、関係府省庁において、都道府県及び市区町

1 村の担当部局の平素の連携のための各種会議等を活用するなどして、国と
2 地方公共団体との連携・協力を確保し、国と地方公共団体との適切な役割分
3 担を踏まえながら犯罪被害者等のための施策を実施する。

4 (3) 国とその他様々な関係機関・団体等との連携・協力

5 関係府省庁において、行政機関以外の国の機関、犯罪被害者団体、犯罪被
6 害者等の援助を行う民間の団体、事業者団体等の様々な関係機関・団体等と
7 連携・協力し、犯罪被害者等のための施策を実施する。

8 (4) 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映

9 警察庁において、犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体
10 等から定期的に意見を聴取する機会を設けるとともに、様々な媒体を通じ
11 て、広く犯罪被害者等から意見を募集する。

12 なお、これらの意見については、関係府省庁において、適切に施策に反映
13 させるよう努める。

14 (5) 施策の策定過程の透明性の確保

15 警察庁において、犯罪被害者等施策推進会議の議事録等の迅速な公開に
16 努めるとともに、犯罪被害者等施策に関するポータルサイトを、犯罪被害者
17 等のための施策に関する情報提供窓口として適切に運用する。

18 (6) 施策の実施状況の検証・評価・監視等

19 犯罪被害者等施策推進会議において、基本計画の推進による効果、犯罪被
20 害者等のための施策の実施状況に関する検証・評価を行い、関係府省庁にお
21 ける効果的かつ適切な施策の実施を推進するとともに、施策の検討・策定・
22 実施状況について、適時適切に監視を行う。また、当該検証等の結果を勘案
23 して必要があると認めるときは、施策の在り方に関し、関係行政機関に意見
24 を述べる。

25 (7) 年次報告等によるフォローアップの実施

26 警察庁において、定期的に必要な調査を実施し、犯罪被害者等のための施
27 策の進捗状況を点検するとともに、点検結果に基づき、犯罪被害者等施策推
28 進会議が行う施策の実施状況の監視と連携し、施策の一層の推進を図る。当
29 該点検においては、施策の進捗状況の定量的な把握に努め、これが困難な場
30 合も可能な限り定性的に把握する。また、警察庁において、年次報告等を通
31 じて点検結果を公表する。

32 (8) 基本計画の見直し

33 犯罪被害者等施策推進会議において、犯罪被害者等のニーズ、犯罪被害者
34 等を取り巻く環境の変化、犯罪被害者等のための施策の進捗状況等を踏ま
35 え、必要に応じ、基本計画の見直しを行う。

36 また、引き続き、広く国民の理解を得て犯罪被害者等施策を推進するため、

- 1 施策の全体像や体系的構造を明確にするとともに、国民に分かりやすい表
- 2 現を用いることに留意する。